

子ども一人ひとりを大切にすゆとりある教育環境の実現を求める意見書

現在、いじめ・不登校・中途退学の増加や、いわゆる学級崩壊など、教育の危機的状況が続いている。このような状況を改善するため、教育環境を整備し、教員の資質向上を図るなど、「わかる授業・楽しい学校」を実現することは、教育者・保護者・地域住民の痛切かつ共通の願いである。

しかし、その実現は現在の40人学級では困難であり、30人以下学級の編制を行うとともに、多様な工夫が行える教職員の配置を実施することが急務となっている。

このような中で、2001年度に始まった「第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」では、きめ細かな指導を行う学校の具体的取り組みに対する支援が盛り込まれた。また、2003年度から、現行法の範囲内で都道府県の判断により、学級編制について弾力的運用が可能となり、翌年度から、札幌市においても、指定された小学校の第1学年で35人に学級が編制され、その後、小学校第2学年及び中学校第1学年へも制度が拡大されている。

しかし、子どもたちが豊かに育まれる教育環境を整備するためには、教職員の配置や校舎の増改築など多額な費用が必要になることから、国による財源措置が必要不可欠である。

よって、国会及び政府においては、子ども一人ひとりを大切にすゆとりある教育環境を実現するための法的整備・財源措置等を早急に行うよう、また、北海道においては、学級定数の弾力的な編制の推進に一層努力し、加配についても、学級定数の改善という観点で弾力的に運用を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、北海道知事、北海道教育委員会教育長

（提出者）全議員